

2010年5月7日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 様

日本共産党島根県委員会
委員長 中林 隆

島根原発についての申し入れ

貴社は3月30日、島根原発1、2号機において、123件の点検漏れを公表しました。そして、同日、経済産業省から点検不備にかかる経緯・事実関係の調査、ならびに原因究明、再発防止対策の検討を行うよう命令・指示を受け、4月30日に中間の調査報告書を提出しました。

中間報告書によれば、島根原発1、2号機の点検漏れの数には506件にも上っております。とどまることを知らない貴社の安全確保対策・保守管理のずさんさに対し、県民の不安と憤りが高まっています。

今回の問題は、原子力基本法の「民主・自主・公開の原則」に反するものであり、安全確保の責務や情報の公開などを規定する安全協定にも反する異常な事態であります。

それは、問題発覚の契機となった1号機高圧注水系の弁の電動機の交換漏れを貴社が把握したのは、昨年3月でありました。しかし、貴社が保安院・島根原子力保安検査官事務所にもその事実を報告したのは、本年1月22日であります。また、島根県に報告したのは3月16日であります。

即ち、点検漏れを把握した昨年3月以降、本年3月30日の公表まで実に1年もの間、情報を県民に一切公開せず、貴社は点検漏れのまま原発を運転していたこととなります。

貴社は、事態を正確に把握できず、調査中であつたと言いますが、原発の安全を希求する県民の立場に立てば、論外の主張であり、決して許されるものではありません。

点検漏れが、非常に深刻な事態を招くことは、2004年8月の関西電力美浜原発3号機で、運転開始以来28年間一度も検査を受けていなかった配管が破断して、高温高圧の水蒸気が噴出し、11人が死傷した事故からも明らかです。

今回の問題は、一つに、貴社が原発では重大な事故は起きないという根拠のない安全神話につかっていること、二つに、貴社がこの地域で唯一の電力供給源となっているというおごり、目に余る異常体質が露呈したものではないでしょうか。

県民からは貴社に対し、「原発を建設、運転する資格がない」「プルサーマルなどとんでもない」「もう中国電力は信用できない」との厳しい批判の声があがっております。

この間、貴社は、土用ダム（岡山県）の測定データ改ざん、下関発電所における地元自治体と交わした公害防止協定違反、西郷発電所のばい煙規制値超過による大気汚染防止法違反、原発内での相次ぐ火災の発生、不適切事案に対する行政処分、活断層の見落としなど、幾度となく県民を裏切り続けてきました。問題発覚の度に謝罪はするものの、安全対策や長年の構造的な隠ぺい体質が改善されていないではありませんか。

全国最多の不正・不祥事を続ける貴社に、原発はもちろんプルサーマルを運転する資格はありません。

また、活断層調査においては、専門家からトレンチ調査やピット調査の位置が不適切であり、不十分な調査であるとの指摘もあります。

以上、県民の安全と命を守る立場から、下記のことを申し入れます。

記

1. 徹底した原因分析と再発防止対策を確立すること。
2. 県民に対して情報公開を徹底し、説明責任を果たすこと。
3. 今回の問題を調査・究明し、再発防止対策を検証するための第三者機関（国、県、専門家、住民らで構成）を立ち上げること。
4. 住民が合意・納得するまで原発の運転は再開しないこと。
5. 長期連続運転や高経年化対策などによる老朽原発の酷使をやめること。
6. 貴社が実施した活断層調査は不十分であり、専門家の意見を真摯に聞き、再調査を行うこと。
7. プルサーマル計画は、直ちに撤回すること。